

地方分権改革推進法案新旧対照条文

特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（目的及び適用範囲）</p> <p>第一条 この法律は、次に掲げる国家公務員（以下「特別職の職員」という。）の受ける給与及び公務又は通勤による災害補償について定めることを目的とする。</p> <p>一～五十六（略）</p> <p>五十七 情報公開・個人情報保護審査会の非常勤の委員</p> <p>五十七の二 公益認定等委員会の非常勤の委員</p> <p>五十七の三 地方分権改革推進委員会委員</p> <p>五十八 公認会計士・監査審査会の非常勤の委員</p> <p>五十九～七十五（略）</p>	<p>（目的及び適用範囲）</p> <p>第一条 この法律は、次に掲げる国家公務員（以下「特別職の職員」という。）の受ける給与及び公務又は通勤による災害補償について定めることを目的とする。</p> <p>一～五十六（略）</p> <p>五十七 情報公開・個人情報保護審査会の非常勤の委員</p> <p>五十七の二 公益認定等委員会の非常勤の委員</p> <p>（新設）</p> <p>五十八 公認会計士・監査審査会の非常勤の委員</p> <p>五十九～七十五（略）</p>

改 正 案	<p style="text-align: center;">附 則 （所掌事務の特例） 第 二 条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 内閣府は、第三条第二項の任務を達成するため、第四条第三項各号及び前二項に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる期間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">期 間</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">事 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法（平成十五年法律第百三十七号）がその効力を有する間</p> <p>地方分権改革推進法（平成十八年法律第 号）がその効力を有する間</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>同法第一条第一項に規定する対応措置（自衛隊が実施するものを除く。）の実施に関すること。</p> <p>一 地方分権改革推進計画（同法第八条第一項に規定する地方分権改革推進計画をいう。次号において同じ。）の作成に関すること。</p> <p>二 地方分権改革推進計画に基づく施策の実施に係る関係行政機関の事務の連絡調整に関すること。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	期 間	事 務	<p>イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法（平成十五年法律第百三十七号）がその効力を有する間</p> <p>地方分権改革推進法（平成十八年法律第 号）がその効力を有する間</p>	<p>同法第一条第一項に規定する対応措置（自衛隊が実施するものを除く。）の実施に関すること。</p> <p>一 地方分権改革推進計画（同法第八条第一項に規定する地方分権改革推進計画をいう。次号において同じ。）の作成に関すること。</p> <p>二 地方分権改革推進計画に基づく施策の実施に係る関係行政機関の事務の連絡調整に関すること。</p>
期 間	事 務				
<p>イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法（平成十五年法律第百三十七号）がその効力を有する間</p> <p>地方分権改革推進法（平成十八年法律第 号）がその効力を有する間</p>	<p>同法第一条第一項に規定する対応措置（自衛隊が実施するものを除く。）の実施に関すること。</p> <p>一 地方分権改革推進計画（同法第八条第一項に規定する地方分権改革推進計画をいう。次号において同じ。）の作成に関すること。</p> <p>二 地方分権改革推進計画に基づく施策の実施に係る関係行政機関の事務の連絡調整に関すること。</p>				
現 行	<p style="text-align: center;">附 則 （所掌事務の特例） 第 二 条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 内閣府は、第三条第二項の任務を達成するため、第四条第三項各号及び前二項に掲げる事務のほか、イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法（平成十五年法律第百三十七号）がその効力を有する間、同法第一条第一項に規定する対応措置（自衛隊が実施するものを除く。）の実施に関する事務をつかさどる。</p>				

4
（略）

4
（略）

(審議会等の設置の特例)

第四条 平成二十四年三月三十一日までの間、沖縄振興特別措置法の定めるところにより内閣府に置かれる沖縄振興審議会は、本府に置く。

2 地方分権改革推進法がその効力を有する間、同法の定めるところにより内閣府に置かれる地方分権改革推進委員会は、本府に置く。

(審議会等の設置の特例)

第四条 平成二十四年三月三十一日までの間、沖縄振興特別措置法の定めるところにより内閣府に置かれる沖縄振興審議会は、本府に置く。

(新設)